

(5)

## 粗大ごみと家電リサイクル品目の収集には申し込みが必要です

12月は大掃除や片付けに伴い電話が大変混み合います。24時間申込可能なインターネットもぜひご利用ください。

電話で申し込みの際は、おかけ間違いのないようお願いします。

**粗大ごみ** 家具や自転車など、高さ・幅・奥行きのいずれかの一边が30cmを超える大型のごみ

**家電リサイクル品目** エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

### 粗大ごみ申込受付(粗大ごみ受付センター)

- 電話  
☎03 - 5296 - 4400 (毎日/午前8時~午後7時)
- インターネット(24時間受け付け)  
<https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>



### 家電リサイクル品目申込受付(家電リサイクル受付センター)

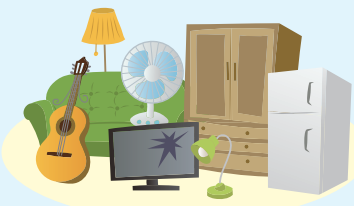
- 電話  
☎03 - 5296 - 7200 (月~土曜日/午前8時~午後5時)
- インターネット(24時間受け付け)  
<https://kaden23rc.tokyokankyo.or.jp/rc/index>



システムメンテナンスのため、粗大ごみおよび家電リサイクル品目の申込受付を一時停止します

#### 【受付停止期間】

- 電話  
12月29日(水)~1月3日(月)
  - インターネット  
12月29日(水)~1月3日(月)終日
- 【担当課】 リサイクル清掃課



## 年末年始も不法投棄に注意!

12月は不法投棄が増加する時期です。普段以上に不法投棄されない環境づくりにご協力ください。

### 不法投棄を防止しましょう

駐車場や空き地、玄関先などに物が放置されていたり、ごみが散乱したりしていると不法投棄の温床となります。また、歩行者や車の通行の妨げ、火災など思わぬ事故を誘発する恐れもありますので、不法投棄されない環境づくりをお願いします。

#### 【不法投棄に関する相談】

- ▶ごみ集積所に関すること  
清掃事務所 ☎03 - 3693 - 6113
  - ▶区道に関すること  
道路保全事務所 ☎03 - 5654 - 9590
  - ▶区立公園・児童遊園に関すること  
公園管理所 ☎03 - 3694 - 2474
- 【担当課】 リサイクル清掃課



## 新小岩駅から 12月22日(水)から 「三井アウトレットパーク木更津」へ 高速バス運行開始!

#### 【運行日・運行時間】

- 毎日運行(三井アウトレットパーク木更津が休館の場合は運休)
- ▶新小岩駅東北広場③のりば発 午前8時15分・10時30分
  - ▶三井アウトレットパーク木更津発 午後3時5分・5時35分

【所要時間】 片道約80分

【運賃(片道)】 大人1,400円(小児700円)

#### 【問い合わせ】

- ▶京成バス(株)奥戸営業所 ☎03 - 3691 - 0935
- ▶小湊鐵道(株)姉崎車庫 ☎0436 - 61 - 1029

【担当課】 交通政策課

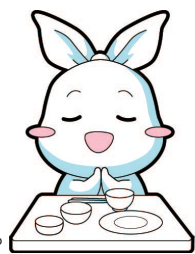


## 年末年始も おいしく残さず食べきろう!

食べ残しや賞味期限切れなどにより、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品(食品ロス)が、国内では年間570万トン出ていると推計されています(出典:農林水産省・環境省「令和元年度推計」)。

一人一人が「もったいない」を心掛け、食品ロスを削減するために、次のことに取り組みましょう。

【担当課】 リサイクル清掃課 ☎03 - 5654 - 8273

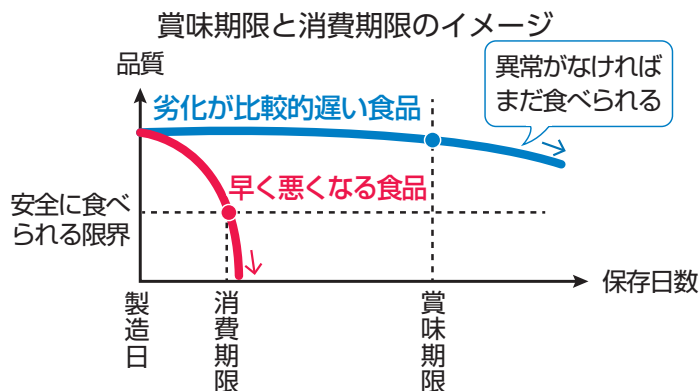


### 外食時のマナーに気を付けよう

- ▶料理は食べきれない量を注文する
- ▶料理は残さずに食べきる

### 賞味期限と消費期限を正しく理解しよう

- ▶賞味期限…おいしく食べられる期限(期限を過ぎても色やにおいなどをチェックして、異常がなければ食べることができます)
- ▶消費期限…安全に食べられる期限



一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の 申請期限は2月28日(月)までです

該当する方はお早めに申請してください。  
詳しくは区ホームページをご覧ください。

【支給額】 対象児童1人当たり 50,000円

#### 【対象】

##### ひとり親世帯

- ▶遺族年金などの公的年金を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方  
児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。また、児童扶養手当の申請をしていない方で、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されていたと推測される方も対象となります。

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が児童扶養手当の受給対象となる水準に下がった方

##### ひとり親世帯以外

- ▶平成15年4月2日~令和4年2月28日生まれのお子さんを養育している方で次のいずれかに該当する方
- ▶令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となる方

#### 【申請方法】 申請書と必要書類を持参か郵送。

申請内容を確認し、随時支給します。申請書は区ホームページから取り出すか、お問い合わせください。

#### 【申請期限】 2月28日(月)(必着)

※令和4年2月14日~28日生まれのお子さんの申請をする場合は、生まれた日の翌日から15日以内が申請期限となります。

#### 【申請・担当課】

〒124 - 8555葛飾区役所子育て支援課(区役所4階401番)

▶ひとり親世帯について ☎03 - 5654 - 8298

▶ひとり親世帯以外について ☎03 - 5654 - 8294